

(案)

平成 年 月 日

仙台市長 奥山 恵美子 様

仙台市環境影響評価審査会
会長 持田 灯(仮称) 仙台駅東口開発計画に係る
環境影響評価方法書について (答申)

平成 23 年 1 月 28 日付 H22 環環都第 1182 号で諮問のありました「(仮称) 仙台駅東口開発計画に係る環境影響評価方法書について (諮問第 32 号)」に関し、環境の保全及び創造の見地から次のとおり意見を取りまとめましたので、答申いたします。

記

1 全体事項

- (1) 本事業は、仙台市の重要な拠点である仙台駅に直結した施設の建設であり、本事業の環境配慮は東北全体の取組みを先導していくものとなることから、事業計画の具体化にあたって、可能な限り環境に配慮をした計画とするよう求めるべきである。
- 特に、以下の点に配慮するよう求めるべきである。
- ① 仙台駅は「杜の都仙台」の玄関であることから、出来る限り仙台の身近な自然を感じ取ることが可能な緑化計画とすること。また、身近な生きものの生息域確保の観点から、青葉通と宮城野通をつなぐ生態的回廊（コリドー）の形成に資する緑化計画とすること。
 - ② 本事業は既存建物の解体を伴うことから、既存建物解体に当たっては既存建物のアスベスト使用の有無を十分調査し、それに応じた対策を行うこと。
 - ③ 水循環保全の観点から、雨水浸透施設の設置など、地下水位確保のための対策の実施を検討すること。
 - ④ 工事に当たってはオゾン層破壊物質を使用するスプレー塗装を行わない、施設稼動時に使用する機器選定にあたってはオゾン層破壊物質が使用されない機器を選定するなど、オゾン層破壊物質対策を行うこと。
 - ⑤ 交通渋滞発生防止について十分な配慮を行うこと。
 - ⑥ 夏場の高温多湿な環境において快適性を確保するには風通しが重要であるので、多くの歩行者が利用する東口、西口それぞれの駅前の空間で適切な風環境が形成される計画となるよう検討を行うこと。

- (2) 環境影響評価方法書が提出された後に発生した東日本大震災による周辺環境の変化や復旧工事の影響や復興後の環境を踏まえた検討を行い、必要に応じて本事業の事業計画、調査・予測及び評価の手法の見直しを行うよう求めるべきである。

2 個別事項

(大気環境)

- (1) 事業計画地は東北地方最大のターミナル駅である仙台駅直近部に位置していることから、騒音・振動の調査・予測にあたっては、鉄道の影響も加味した調査・予測を行うよう求めるべきである。
- (2) 騒音予測について、重機の稼動と工事用車両の重合を行うにあたっては、重機の稼動についても ASJ CN-Model 2007（日本音響学会の建設工事騒音の予測モデル）に基づき等価騒音レベル (L_{Aeq}) を算出した上で行うよう求めるべきである。
- (3) 本事業で建設される建物により、仙台駅周辺での風の流れに変化が現れる可能性がある。風速低下地点では空気の滞留により大気汚染物質濃度の上昇が懸念されることから、適切な風況予測を実施した上で、風速低下地点でも大気質の調査・予測を行うよう求めるべきである。

(温室効果ガス等)

- (4) 温暖化係数が大きいハイドロフルオロカーボンやSF6などを使用する機器の使用がある場合は温室効果ガスの予測に反映するよう求めるべきである。
- (5) 環境影響評価準備書における二酸化炭素の評価においては、実行可能な範囲で最大限の回避・低減が図られているかどうかを具体的に記述すると共に、本事業独自の具体的な目標を設定し、その目標と予測結果の整合が図られたかどうかを示すよう求めるべきである。